募集株式と引換えにする金銭の払込の期間
更生計画認可決定後１ヶ月を経過する日までの間。但し、管財人は、合理的な必要がある場合には、裁判所の許可を得て募集株式の払込期間を延長することができる。
増加する資本金に関する事項
増加する資本金　１円
募集株式の割当を受ける者　管財人　腰塚　和男
第３節　定款の変更
更生会社の旧定款を、別表17「定款」のとおり変更する。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、更生会社の定款をさらに変更することができる。
なお、定款６条（発行可能株式総数）の変更の効力は、更生計画による募集株式の発行の効力が発生したときに生じる。
第４節　役員の選任、更生会社の解散等
第１　役員の選任
次のとおり取締役を選任する。
取締役　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
第２　更生会社の解散等
１　更生会社の解散
更生会社は、更生計画認可決定確定の時に解散する。
２　清算人の選任
次のとおり清算人を選任する。
清算人　腰塚　和男（住所千葉県柏市高田224番地）
３　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
管財人は、必要のある時はいつにても、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することが出来る。
増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。
第６章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、事業の譲渡代金などにより調達する。
第２節　予想超過収益金の使途
予想を超過する収益金が生じた場合には、更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。
第７章　共益債権とその弁済方法
更生手続開始決定の日から基準日（平成21年12月31日）までに支払った共益債権は、総額648千円である（別表６）。
基準日における未払共益債権は、金7,996千円である（別表６）。
前記未払共益債権及び平成22年１月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、事業の譲渡代金などをもって随時支払う。
第８章　争いの落着しない権利に関する措置
該当する事実はない。
第９章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。
別表１から17まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第３２８号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番26―823号
再生債務者　阿南　陽子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月31日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月７日から平成22年９月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４００号
福岡市南区長住５丁目９番34号
再生債務者　鍋山　博之
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年８月31日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月７日から平成22年９月14日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第３７２号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目２番21号
再生債務者　田上　彰一
１　決定年月日時　平成22年８月４日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月１日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月８日から平成22年９月15日まで

福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第７号
千葉県香取市佐原イ1392番地７
再生債務者　山中　篤
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月16日から平成22年10月７日まで

千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（再イ）第２７号
新潟県魚沼市七日市新田195番地２
再生債務者　小西千恵子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月16日から平成22年10月７日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再イ）第１５４号
神戸市北区星和台２丁目10番地の13
再生債務者　松本　悦子
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月９日から平成22年９月24日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第１６３号
神戸市中央区若菜通６丁目４番15―201号
再生債務者　稲野　秀昌
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月９日から平成22年９月24日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再イ）第１６４号
神戸市長田区長楽町２丁目２番７号　川井ハイツ102号
再生債務者　砂本　雄三
１　決定年月日時　平成22年８月５日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月９日から平成22年９月24日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係